

令和2年度 身体等に障害がある人の軽自動車税(種別割)の減免

対象＝身体等に障害がある人が令和2年4月1日時点で所有している軽自動車等

※障害者一人につき一台に限ります。

※減免の対象となるには一定の要件があります。

※自動車税(種別割)の減免を受けている人は対象となりません。

持ち物＝①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ②運転者の運転免許証 ③印鑑 ④減免を受けられる方のマイナンバーカード又は個人番号通知カード ⑤来庁される人の身分証明書
※上記のほか、「生計同一証明書」が併せて必要となる場合があります。

申請期限＝6月1日(月)

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

吉野川分水の通水に伴う事故防止にご協力ください

大和平野地域への吉野川分水の通水が6月1日から9月20日(試験通水は5月11日から5月20日)まで行われます。ご協力をお願いします。

注意事項＝●吉野川分水施設の用水路・樋門(ひもん)・ゲート等の農業用水利施設にむやみに近づかないでください

●水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草等を投げ込まないでください

●地域内の河川等は、急激な流量の増減が予想されますので水遊び、水泳、魚釣り、土木工事等は十分注意してください

問合せ＝大和平野土地改良区(☎0744-22-2052)、県農林部農村振興課(☎0742-27-7452)、市農業水産課(内線552)

優良運転者表彰の申請を受け付けます

市内在住の免許所持者のうち、自動車か二輪車を継続して運転している人で、次の各条件にあてはまる場合、申請すると、選考のうえ秋の交通安全運動期間中または、その前後に表彰されます。

◆近畿交通栄誉章

- ・緑十字銅章受賞後5年以上経過していること
- ・運転経験年数が20年以上あること
- ・過去20年間の交通事故歴、過去10年間の罰金以上の刑事罰・反則通告処分や運転免許の停止・取消し処分がないこと

◆緑十字銅章

- ・県交通安全協会会長と県警本部長の連名表彰を受けていること
- ・過去10年以上自己の責任による交通事故歴、過去5年以上の交通違反や罰金以上の刑事罰がないこと
- ・運転者として実働期間が10年以上あること

◆ベストドライバー顕彰

- ・4月30日現在、上級顕彰受賞後1年以上経過し、過去10年以上の間、継続して無事故・無違反かつ免許停止処分を受けていないこと

◆県交通安全協会郡山支部協会長と

郡山警察署長の連名表彰

- ・過去6年以上無事故・無違反であり、運転免許の停止処分を受けていないこと

詳細・申請・問合せ＝5月1日(金)～29日(金)まで(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)に、必要書類を奈良県交通安全協会郡山支部協会(郡山警察署内・☎56-0110)へ(市民安全課)

「大和郡山市総合防災マップ」が完成しました!

これまでの防災マップ、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップをひとつにまとめた「大和郡山市総合防災マップ」をご家庭へ配布致しました。

災害時の備えとして、日頃からお役立てください。市のホームページ内にも掲載しております。

お手元に届いていない人は下記へご連絡ください。

問合せ＝市民安全課 防災統轄係(内線629)



工業統計調査を実施します(経済産業省からのお知らせ)

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。調査時点は令和2年6月1日(月)です。調査票へのご回答をお願いいたします。

問合せ＝地域振興課(内線564・565)

市税・国民健康保険税納付の夜間窓口を開設します

日時＝5月11日(月)・12日(火)・14日(木)・15日(金) 各日17時15分～20時

場所・問合せ＝税務課(108番窓口、内線273～276)・保険年金課(103番窓口、内線321・324・329)